

令和4年度第2回松本市認知症施策推進協議会

次 第

日時 令和5年2月2日（木）
午後1時30分から
場所 議員協議会室（東庁舎3階）

1 開会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 報告事項（12月末現在での報告）

ア 令和4年度事業進捗状況について

【資料1、1-1】

イ 令和5年度思いやりあんしんカルテの運用等変更について

【資料2、2-1、2-2、2-3】

ウ 令和4年度城西病院認知症疾患医療センターの取組みについて【資料3、3-1】

(2) 協議事項

令和5年度認知症事業計画（案）について

【資料4、4-1】

4 その他（連絡事項等）

5 閉会

(報告事項)

令和4年度事業進捗状況について（令和4年12月末現在）

- 1 認知症施策推進協議会
第1回協議会 令和4年7月14日（木）
- 2 地域包括支援センター活動実績（認知症対応について）
 - (1) 新規相談件数464件（医療へつなぐ必要件数108件）
 - (2) 当月実数890件、延数2,540件（医療へつなぐ必要件数当月実数151件、延数372件）
 - (3) 地域ケア会議3件/23件・個別地域ケア会議12件/32件

3 取組み内容（一部予定も含）（※）令和4年度認知症事業計画の取組み内容ごと記載

項目（※）	事業名	内 容
(1) 普及啓発・本人 発信支援	ア 認知症サポーター 養成講座	(ア) 開催回数57回 (イ) 養成数2,010人 (60歳未満1,648人) (ウ) 認知症に関する学習（ステップアップ講座） 受講希望者数103人 (エ) 認知症に関する地区活動やボランティア等 参加希望者数67人
	イ 認知症サポーター 活動促進（ステップア ップ講座）	(ア) 開催回数7回 (イ) 受講者数82名 (ウ) 実績等（資料1-1参照）
	ウ 認知症に関する相 談窓口の周知	認知症地域支援推進員を中心に、相談窓口周知用ポスター、認知症思いやりパスブック（リーフレット版）を各地域で連携のある企業や関係機関、地域見守りネットワーク協定締結企業等へ配布した。
	エ 認知症思いやりパ スブック（認知症ケア パス）	個別対応、地域ケア会議、認知症サポーター養成講座、認知症勉強会、集いの場等での積極的な活用を行った。
	オ 世界アルツハイマ ーデー等での取組み	認知症地域支援推進員を中心に、個別対応の中での本人の声、家族の声を集め、その一部を記載した掲示物を作成し、中央図書館、地区公民館等で掲示した。また、宅老所利用者の作品も展示した。
	カ 若年性認知症施策 の推進（まつもとミー ティングの開催支援）	(ア) まつもとミーティング開催数9回、本人参加 実数14人（市民7人、他市7人）、支援者等実 数12人（市民のみ） (イ) 湧き水巡り、カレー会の実施 (ウ) 労政まつもと（市内中小企業900社の機関 誌）での相談窓口、まつもとミーティング等の 周知

		(エ) ケアマネ勉強会で本人や家族を講師として研修の実施、本人参加のDVD作成																				
(2) 予防	各地域で開催しているもの忘れ相談会等で認知症思いやりパスブック（認知症ケアパス）に掲載している認知症チェックリスト（大友式認知症予測テスト）を活用し、早期発見に努めた。また、他課と連携し「通いの場」の立ち上げや既存の「通いの場」へ出向き、相談を受け早期対応、重症化予防につながる対応を心掛けた。																					
(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	ア 認知症思いやりサポートチーム（認知症初期集中支援チーム）	<p>(ア) チーム員会議開催回数9回</p> <p>(イ) 支援対象者件数13件（令和3年度より継続6件、令和4年度新規7件）</p> <p>(ウ) 支援終了者件数12件（医療・介護サービスにつながった者は11件、在宅生活の継続者10件）</p> <p>(エ) 国立長寿医療センターアセスメントツール対比（支援終了ケース）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>介入時 平均値</th> <th></th> <th>終了時 平均値</th> <th>数値の 変化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DASC（地域包括ケアシステムにおける認知症アセスメントシート）</td> <td>37.6/84</td> <td>⇒</td> <td>43.6</td> <td>+6.0</td> </tr> <tr> <td>DBD（認知症行動障害尺度）</td> <td>11.9/52</td> <td></td> <td>12.5</td> <td>+0.6</td> </tr> <tr> <td>Zarit（介護負担尺度）</td> <td>14.2/32</td> <td></td> <td>8.7</td> <td>-5.5</td> </tr> </tbody> </table>	項目	介入時 平均値		終了時 平均値	数値の 変化	DASC（地域包括ケアシステムにおける認知症アセスメントシート）	37.6/84	⇒	43.6	+6.0	DBD（認知症行動障害尺度）	11.9/52		12.5	+0.6	Zarit（介護負担尺度）	14.2/32		8.7	-5.5
	項目	介入時 平均値		終了時 平均値	数値の 変化																	
	DASC（地域包括ケアシステムにおける認知症アセスメントシート）	37.6/84	⇒	43.6	+6.0																	
	DBD（認知症行動障害尺度）	11.9/52		12.5	+0.6																	
	Zarit（介護負担尺度）	14.2/32		8.7	-5.5																	
	(オ) チーム員会議全体会開催予定（認知症初期集中支援チーム医との意見交換会）																					
イ 認知症思いやり相談	<p>(ア) 開催回数4回</p> <p>(イ) 相談件数12件</p> <p>(ウ) 相談者延数人29人（本人2人、家族・知人等14人、ケアマネ・包括等13人）</p>																					
ウ 物忘れ相談会	<p>(ア) 開催回数64回</p> <p>(イ) 相談者数38人（物忘れに関する相談者数）</p>																					
エ 認知症カフェ等	<p>(ア) 継続数17か所</p> <p>(イ) 認知症サポーター活動数15か所</p> <p>(ウ) 認知症の方本人の参加数14か所</p>																					

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	ア チームオレンジ設置の向けての検討	(ア) ステップアップ講座開催や地域でのチームオレンジ等地域共生についての周知 (イ) 他中核市等のチームオレンジ状況調査 (ウ) 県主催研修会への参加 (エ) 認知症地域支援推進員・地区生活支援員合同研修会の開催
	イ 徘徊高齢者家族支援サービス事業	(ア) 思いやりあんしんカルテの登録数101件(累計255件、死亡等により削除数154件)、活用数件10件(累計24件) (イ) 他市の探知システム等状況調査 (ウ) 思いやりあんしんカルテの運営見直し(写真提供についての検討) (エ) ヘルプカードの周知(地域包括支援センターだより)
	ウ 成年後見制度利用促進	(ア) 講演会の開催(8月)や地域包括支援センターだよりへの掲載、市公式HPを活用しての制度周知 (イ) 松安筑成年後見ネットワーク協議会の開催(5月、11月) (ウ) 支援方針や後見人等候補者について専門職からの助言を受け、検討する内部検討会議を月1回開催 (エ) 後見人等候補者を推薦する専門委員会の開催 (オ) 成年後見制度相談会の開催(4月~12月で5回:計15件)

4 認知症地域支援推進員連絡会開催(月1回)

主に、各地域包括支援センターで行っている認知症事業に関する情報交換、認知症サポーター養成講座受講者の地域活動に向けた環境づくりに向けての検討、チームオレンジ(認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーター活動をつなぐ仕組み)設置に向けての検討を行いました。

5 その他

- (1) キャラバン・メイト養成研修開催(令和4年12月23日)
- (2) 「意思決定支援」についての地域包括支援センター職員研修会の開催

(報告事項)

思いやりあんしんカルテの運用等変更について (案)

1 目的

本事業は、認知症又は認知症が疑われる者及びその家族を支援するため、地域包括支援センターが主体となって本人の実態を把握し相談窓口、支援等に関する情報提供を行うとともに、本人が徘徊その他の事情により行方不明となった場合に早期発見につなげるため、事前に本人のカルテを作成することを目的とする

2 運用変更の経過

- H 2 8. 2. 1 0 松本市認知症施策推進協議会で導入について協議
H 2 9. 4. 1 思いやりあんしんカルテ運用開始
R 3. 1 1. 1 9 認知症地域支援推進員連絡会にて松本警察署との
意見交換会で運用変更（写真提供）の提案を受ける
R 4. 7. 1 4 松本市認知症施策推進協議会で運用変更について協議
し、承認を受ける

3 変更内容（波線が変更内容）

カルテの交付を受けようとする本人は、交付申請書を地域包括支援センターに提出するものとするが、その際、希望者は写真（顔写真と全身写真の2種類）を申請書と一緒に提出する。また、提出された申請書（本人や家族の氏名・住所・年齢の記載されたもの）、写真（希望者のみ）を高齡福祉課、地域包括支援センター及び警察署で管理する。

4 変更開始時期

令和5年4月

5 その他

- (1) 変更日以前に申請された方には、一斉に通知し、写真提供について希望を確認する。（令和5年4月～5月予定）
- (2) 認知症高齢者等の見守り探索システムの活用については、県内他市町村状況を踏まえて、令和5年度検討していく。

思いやりあんしんカルテ実施要領（案）

（名称）

第1条 本事業の名称は、「思いやりあんしんカルテ」（以下「カルテ」という。）とする。

（目的）

第2条 本事業は、認知症又は認知症が疑われる者（以下「本人」という。）及びその家族を支援するため、地域包括支援センターが主体となって本人の実態を把握し相談窓口、支援等に関する情報提供を行うとともに、本人が徘徊その他の事情により行方不明となった場合に早期発見につなげるため、事前に本人のカルテを作成することを目的とする。

（対象者及び勧奨）

第3条 本事業の対象者は、地域包括支援センター、指定居宅介護事業所又は民生児童委員が把握している本人又はその家族のうち、希望する者とする。

2 指定居宅介護事業所及び民生児童委員は、担当する地域包括支援センターへカルテの交付を勧奨すべき者の情報を提供するものとする。

（申請及び支援）

第4条 カルテの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長へ交付申請書（以下「申請書」という。）、また希望者は本人の写真（顔写真及び全身写真）を添えて提出するものとする。

2 地域包括支援センターの職員及び介護支援専門員は、必要に応じて申請者による申請書の作成を支援するものとする。

3 地域包括支援センターは、必要に応じて指定居宅介護事業所に介護支援専門員によるカルテ作成の支援を依頼するものとする。

（交付決定）

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、カルテの交付を決定し、交付するものとする。

2 市長は、カルテ作成者（カルテを作成した本人をいう。以下同じ。）の情報を名簿（以下「登録者名簿」という。）に登録し、管理するものとする。

3 市長は、カルテの交付に当たっては、本人が行方不明となった場合の行動（緊急時における情報提供の方法の確認を含む。）及び緊急時の備えについて、申請者と確認するものとする。

（カルテの保管）

第6条 カルテは、原則として本人の自宅で保管するものとする。

（カルテ作成者名簿・申請書（写真）の管理）

第7条 高齢福祉課、地域包括支援センター及び警察署は、登録者名簿、申請書及び写真を管理するものとする。

(カルテ作成者の状況確認)

第8条 地域包括支援センターの職員は、カルテの交付後1年ごとにカルテ作成者又はその家族若しくは介護支援専門員に連絡し、状況を確認するものとする。

(カルテ作成者名簿情報の変更及び削除)

第9条 地域包括支援センターは、カルテ作成者の情報に変更がある場合は、高齢福祉課へ通知するものとする。

2 高齢福祉課は、前項に規定する通知を受けたときは、警察署へ当該通知の内容を警察署へ提供するものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

令和2年4月1日より一部訂正

令和3年4月1日より一部訂正

令和3年5月13日より一部訂正

令和5年4月1日より一部訂正

受付 番号	包括		番号
	A	E	I
	B	F	J
	C	G	K
D	H	L	

令和 年 月 日申請

交付申請書(案)

「思いやりあんしんカルテ」の交付を申請します。

対象者	住所 松本市 氏名(ふりがな) 明・大・昭・平 年 月 日生 歳 連絡先(自宅) — — (携帯) — —
家族等	住所 氏名(ふりがな) 続柄 連絡先(自宅) — — (携帯) — —
介護支援専門員	() 居宅介護支援事業所 () 介護支援専門員 連絡先(事業所) — — (携帯) — —

* 申請書記載内容の修正、変更等について、必要に応じて地域包括支援センター、介護支援専門員等が連絡する場合がありますので、ご承知おきください。

個人情報利用同意書

(宛先) 松本市長

上記に記載された情報を下記のとおり利用し、提供することについて同意します。

写真(顔写真と全身写真)を下記のとおり利用し、提供することについて同意します。 ※写真提供に同意する場合に☑

1 利用目的

- 対象者が行方不明となった場合に早期発見つなげるため、関係者間で共有し、利用します。
- (写真提供に同意する方のみ) 写真を関係者間で共有し、利用します。

2 提供先

松本警察署、地域包括支援センター及び介護支援専門員

令和 年 月 日

住所

上記について、受付し、松本警察署等と情報共有します。

続柄

氏名

高齢福祉課(受付日 年 月 日)		
担当者印	担当係長印	課長印

顔写真

※最近のご本人の顔がわかるもの

※ご本人のみ写っているもの

全身写真

※最近のご本人の服装等がわかるもの

※ご本人のみ写っているもの

ご家族が行方不明になることが心配な方へ(案)

「思いやりあんしんカルテ」

をご利用ください

「思いやりあんしんカルテ」は、行方不明になる可能性のある方を早期に発見し、安全の確保につながることを目的としています。

提出していただいた「交付申請書」は、松本警察署と情報共有を行います。

交付申請書に住所、氏名、
写真*1等を事前登録

*1希望者は写真の提出が可能です



松本警察署と
情報共有



◎もし行方が分からなくなったら



行方がわからなくなっ
てしまった・・・

どうしたらいいのだろ
う・・・



行方不明になったら、すぐに松本警察署に連絡をしてください。

松本警察署 0263-25-0110

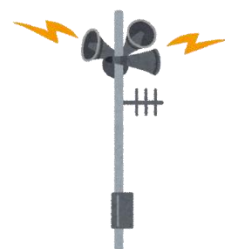
◎事前に「思いやりあんしんカルテ」を作成してあると・・・

メリット

「思いやりあんしんカルテ」に記載されている基本情報を見ることで、慌てずに情報提供ができます。

警察署から防災行政無線*2等の案内があります
ので、ご活用下さい

*2 松本市が行う防災行政無線です



◎「思いやりあんしんカルテ」申請から活用までの流れ

対象となる方

松本市内に在住しており、地域包括支援センターおよび指定居宅介護支援事業所または民生児童委員が把握している本人とその家族のうち希望する者。

申請に際して

地域包括支援センターへカルテ交付申請書を提出します。希望者は、本人の写真を提供することができます。提出された交付申請書は松本警察署へ送付されます。

地域包括支援センターの職員から説明を受け、カルテの交付を受けます。交付されたカルテに、住所、氏名、身体特徴、健康状態、連絡先等を記入し保管します。(馴染みの人や場所等、できる限り詳しい記入をお願いします。)

活用方法（行方がわからなくなったら）

①行方不明になってしまったら、できるだけ早く警察署へ届出してください。

カルテの基本情報を見ることで、慌てずに情報提供ができます。

②警察署から防災行政無線等の案内があります。

防災行政無線や松本安心ネット*³は発見につながりやすいです

*³松本市が行うメール配信システムです。

③思い当たる場所や親戚、友人に早急に確認をします。

どなたかは自宅で待機するか携帯電話を所持していつでも連絡がとれるようにしておきます。

④先に発見した場合は、警察署へ速やかに連絡してください。

日頃の地域の見守りも大事ですね

市の福祉サービスとして、徘徊GPS端末機の貸与もあります

民間企業による安否確認サービスもあります

ご自身やご家族が認知症かな？と感じたり、心配なことがありましたら、お近くの地域包括支援センターにご相談ください

「思いやりあんしんカルテ」の申請は、地域包括支援センターで受け付けています

松本市地域包括支援センター

センター名	担当地区	電話	センター名	担当地区	電話
北部	岡田、本郷、四賀	87-0231	南東部	寿、寿台、内田、松原	85-7351
東部	第三、入山辺、里山辺	36-3703	南部	松南、芳川	27-5138
中央	第一、第二、東部、中央、白板	31-0022	南西部	神林、笹賀、今井	50-7858
中央北	城北、安原、城東	34-8511	河西部	島内、島立	48-6361
中央南	庄内、中山	55-3320	河西部西	新村、和田、梓川	47-0294
中央西	田川、鎌田	38-3310	西部	安曇、奈川、波田	87-1572

令和4年度城西病院認知症疾患医療センターの 取組みについて（令和4年12月末現在）

※件数に関しては全て認知症疾患医療センターの受診件数、精神科受診件数を合わせたものである

1 認知症疾患に係る外来件数（月別）及び鑑別診断件数（月別）

（単位：件）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
外来件数	91	97	100	97	102	104	65	95	78	829
うち鑑別診断件数	91	97	100	97	100	99	61	94	73	812

2 入院件数（月別）

（単位：件）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
認知症疾患医療センター	5	7	3	8	3	2	4	7	4	44
うち急性期入院治療件数	5	6	3	7	3	1	4	7	3	40

3 専門医療相談件数（月別）（電話及び面接によるそれぞれの相談件数）

（単位：件）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
電話	83	113	91	71	63	70	65	83	50	689
面接	82	96	100	97	101	99	65	92	76	808
合計	165	209	191	168	164	169	130	175	126	1497

4 専門医療相談内訳

- (1) 患者本人・家族：540件
- (2) かかりつけ医等医療機関：232件
- (3) 地域包括支援センター：17件
- (4) 居宅介護支援事業所・介護サービス事業所等：72件
- (5) 行政機関：15件
- (6) その他：5件

認知症疾患医療センター運営事業

介護支援課

1 根 拠

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）及び認知症施策推進大綱：

「都道府県は、2020 年度末までに認知症疾患医療センターを2次医療圏ごとに1ヶ所以上設置」

2 目 的

高齢化の進展により認知症高齢者の増加が見込まれる中で、各二次医療圏域に1か所ずつ認知症の専門医療機関として「認知症疾患医療センター」を指定し、専門医療相談や鑑別診断、地域包括支援センターとの連携等を実施し、地域における認知症疾患の医療と介護の水準の向上を図る。

3 事業内容

○認知症疾患医療センター事業補助金

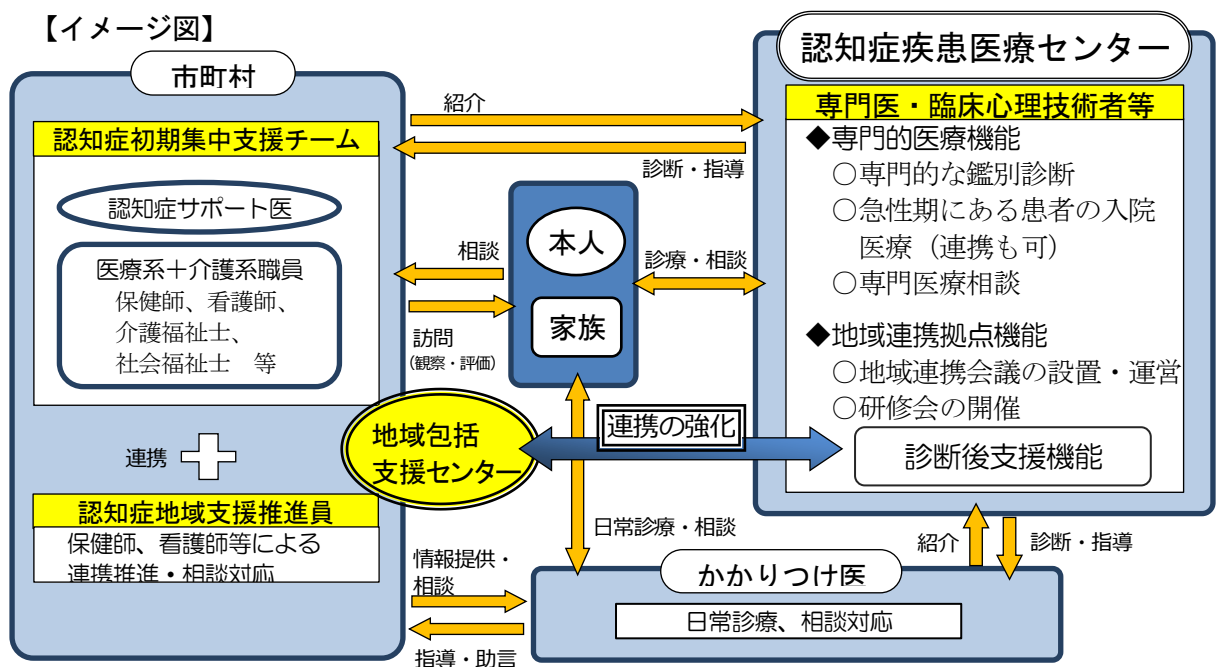
- ・認知症の専門医療病院を「認知症疾患医療センター」として指定し、補助事業として事業を実施

【対象指定医療機関】

11 病院（地域型 10 病院＋連携型 1 病院） ※設置状況は別紙を参照

【主な事業内容】

- ・専門医療相談、鑑別診断
- ・行動・心理症状と身体合併症への急性期対応（急性期入院医療）
（どちらかの対応は他医療機関との連携でも可能）
- ・地域連携のための協議会の設置、医療従事者や地域住民を対象とした研修会の開催
- ・診断後の日常生活を円滑に送るための相談支援やピア活動や交流会を実施



(協議事項)

令和5年度松本市認知症事業計画（案）について

1 基本方針

認知症になっても、自分の意思が尊重され、希望をもって自分らしく日常生活を過ごせる松本市を目指すため、認知症の人や家族の視点を重視した認知症施策推進大綱を踏まえ、第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画「安心・いきいきプラン松本」の総括及び認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた次期計画の策定を行います。

2 主な取組み内容

(1) 普及啓発・本人発信支援

ア 認知症サポーター養成講座の開催

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を見守り・手助けし、共に活動する認知症応援者(サポーター)の養成講座を開催します。また、生活環境の中で認知症の人と関わる機会が多いことが予想される小売業・金融機関等の従業員向けの講座や学校教育等における講座の開催を引き続き行います。

イ 認知症サポーターの活動促進

認知症サポーター養成講座受講者の更なる活動につながる環境づくりに向け、地域の実情に応じて、地域住民、地区担当職員、キャラバン・メイト等と協力し、ステップアップ講座を実施します。

ウ 認知症に関する相談窓口の周知

周知用ポスター等を活用して、物忘れ等に関する身近な相談場所として、地域包括支援センター等を周知します。

エ 認知症地域支援推進員を中心に、各地区で認知症ケアパス等を活用しての積極的な普及啓発（認知症に関する理解の促進）

オ 世界アルツハイマーデー及び月間における図書館等との連携による普及啓発

カ 若年性認知症施策の推進

若年性認知症コーディネーター(県委託)、医療機関等と連携して、若年性認知症相談窓口等の周知やまつもとミーティング（本人ミーティング）の開催支援、周知啓発を継続して行います。また、認知症の人や家族からの発信の機会が増えるよう、地域で生活する本人と共に普及啓発に取り組めます。

キ 意思決定支援・人生会議・リビングウィル

人生の最終段階にあっても本人の尊厳が尊重されるよう医療・介護の連携や人生会議などの周知啓発に努めます。

(2) 予防

認知症ケアパス（認知症チェックリスト）を活用し、早期対応等に関する普及啓発を行います。また、地域にある身近な通える場「通いの場」を周知し、予防、セルフケアに関する啓発に努めます。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

ア 認知症初期集中支援チーム

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症サポート医の助言を受けながら認知症の人やその家族に、早期に関わり、早期診断や早期対応に向けた支援を行います。

イ 認知症思いやり相談の開催(年間6回)

ウ 物忘れ相談会

身近な地域包括支援センターで相談日を設け、認知症に関する相談に応じ、認知症ケアパスを利用しての相談や、状況に応じて認知症初期集中支援チームの介入や専門相談等につなぎ、医療機関等との連携強化を図ります。

エ 認知症カフェ

認知症の人と家族、住民、専門職等が参加し、本人や家族等誰もが気軽に相談ができ、必要な支援につながる場、安心できる場として「認知症カフェ」の開設、運営支援を行います。

オ 医療機関等との連携

地域の認知症に関する医療提携体制の中核である認知症疾患医療センターと連携します。

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

ア チームオレンジ設置に向けての検討

地域において把握した認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーター活動をつなげる仕組み「チームオレンジ」の設置に向けて、既存の地域における見守り、支えあいの仕組みや生活支援体制整備事業との連携、認知症サポーター等の活動促進等を踏まえて検討を行い、より身近な地域での本人の社会参加を進めます。

イ 徘徊高齢者家族支援サービス事業

思いやりあんしんカルテの登録勧奨、行方不明になった場合に備えてGPS(所在地確認)貸与について周知、その他のツールの活用の検討を行います。
また、地域での見守り体制づくり、ネットワークづくりに努めます。

ウ 成年後見制度利用促進

地域連携ネットワークをコーディネートする中核機関として、成年後見制度の利用を必要とする人が尊厳ある本人らしい生活を継続できるよう、制度を周知し、利用の促進を図ります。

エ 消費者被害防止施策、虐待防止施策の推進

判断能力の低下した方を地域で見守る体制づくりを行うとともに、消費者被害に関する注意喚起を行います。また、高齢者の尊厳と権利を守るため、虐待防止に向けた周知や、早期発見・早期対応を行うために関係機関とのネットワークの構築に取り組みます。

第2章 認知症施策の総合的な推進

第1節 認知症の共生と予防の推進

1 現状と課題

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれています。

認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気に起因するものとされており、認知症を正しく理解するための普及啓発を推進してきましたが、認知症（若年性認知症も含む）や軽度認知障害の早期の気づき・発見、早期対応にはまだまだ遅れている現状があり、早い段階での相談支援につながりにくい課題があります。

認知症の方の支援は、介護保険制度によるフォーマルサービスがメインとなっており、インフォーマルサービスの活用などによる地域とのつながりが少ない現状があり、認知症の方の活躍の場がないことが課題です。

高齢者等実態調査結果からみた現状と課題

高齢者等実態調査結果より(複数回答)	
介護、介助が必要になった主要原因(高齢による衰弱、骨折・転倒に次ぐ第3位)	17.9%
認知症の関心事項に認知症予防を挙げている方	67.0%
認知症の受診・治療ができる病院、診療所の充実	53.3%
専門相談窓口の充実	41.4%

高齢者など実態調査結果から、「可能な限り自宅で生活したい」と回答された方が55.0%、また介護が必要になった場合も、「自宅に住みながらサービスを利用したい」と回答された方が43.9%であり、安心して可能な限り自宅で暮らせる施策を望まれている現状があります。

2 施策の方向

「認知症施策推進大綱」では、基本的な考え方として、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、『共生』と『予防』を車の両輪として施策を推進していく」とされています。

認知症になっても、自分の意思が尊重され希望を持って自分らしく日常生活を過ごせる松本市を目指します。

～認知症とともに笑顔あふれる街づくり～

- ・本人の視点に立ち、家族の声を踏まえ、本人発信を支援し、認知症の正しい理解と支え合いの仕組みづくりを推進します。
- ・認知症サポーターの近隣チームによる、認知症の方や認知症の家族に対する早期からの生活面への支援などを行うための仕組み、チームオレンジ設置に向けた認知症サポーターのステップアップ講座などの開催、また、既存の地域における見守り支え合いの仕組みや生活支援体制整備事業との連携、認知症サポーターなどの活動促進を踏まえて、チームオレンジの設置について検討します。
※認知症の方もメンバーとしてチームに参加することが望まれています。
- ・認知症カフェなどを通じて、認知症の方及び介護者が、地域住民や専門職とつながれるように支援します。
- ・医療機関などとの連携により、認知症相談窓口（若年性認知症も含む）を周知します。また、認知症ケアパスを

活用した認知症の早期の気づき・発見、対応のための仕組みづくりを構築します。

- ・ 認知症・介護予防につながる通いの場などの周知と充実を図ります。
- ・ 若年性認知症の方が主体となって開催する、本人ミーティングを支援します。
- ・ 認知症に対応できる在宅サービス・施設サービスの充実を図ります。

3 主な取組み

項目	取組みの概要
認知症サポーター養成講座	認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の方や家族を見守り・手助けをし共に活動する認知症応援者(サポーター)の養成講座を開催します。特に若い世代(10代~50代)に向けて積極的に啓発します。
認知症サポーターの活動促進	認知症サポーター養成講座受講者が、認知症と思われる方に早期に気づき、地域包括支援センターにつなげたり、認知症サポーターの更なる活動に向けた環境づくりを促進します。(ステップアップ講座含む)
認知症思いやりサポートチーム(認知症初期集中支援チーム)	認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症サポート医の助言を受けながら、認知症の方やその家族に早期に関わり、早期診断や早期対応に向けた支援を行います。
認知症思いやり相談	認知症サポート医が、認知症と思われる方、治療が中断している方やその家族などの相談に応じます。
認知症地域支援推進員	各地域包括支援センターに配置されている、認知症地域支援推進員(医療機関・認知症疾患医療センターや介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う)を中心として、認知症ケアパス(認知症チェックリスト)を幅広く周知し積極的に活用しながら、地域において認知症の方やその家族の支援の充実を図ります。
若年性認知症施策の推進	県保健福祉事務所や若年性認知症コーディネーター(県委託)、医療機関・認知症疾患医療センターなどと連携して推進します。若年性認知症相談窓口などの周知、本人ミーティング開催支援を行います。
チームオレンジ設置の推進	認知症の方の支援ニーズに認知症サポーターなどをつなげる仕組み、チームオレンジの設置に向けて、既存の地域における見守り、支え合いの仕組みや生活支援体制整備事業との連携、認知症サポーターの活動促進なども踏まえて検討し、設置を推進します。
認知症カフェの開設・運営支援	認知症の方と家族、住民、専門職など、誰もが気軽に相談ができ、必要な支援につながる場、安心できる場として「認知症カフェ」の開設・運営を支援します。

項目	取組みの概要
徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊のおそれがある高齢者のいる世帯に、GPS検索端末機を貸与して事故防止を図るなど、家族が安心して介護できる環境を整備します。思いやりあんしんカルテの登録を勧め、行方不明になった場合に備えて、GPS（所在地確認）やその他のツールの活用を検討します。
認知症施策推進協議会	認知症施策の制度設計及び具体的内容を検討する場として設置し、検討された意見の調整を図りながら、施策の企画・運営に努めます。
認知症についての普及啓発	本人や家族などが早期に気づき、対応できるように、認知症相談窓口を周知し、普及啓発を行います。また、地区の小規模な単位での研修会などの開催により、関係機関や専門職とともに普及啓発に努めます。世界アルツハイマー月間において、図書館などと連携し集中的に啓発します。
キャラバン・メイト研修	認知症サポーター養成講座の講師役や地域での認知症施策の担い手となるキャラバン・メイトの研修会を開催します。
徘徊高齢者に対応するネットワーク	個別地域ケア会議などでの地域の見守りや、介護保険サービス事業所、警察、行政などの連携によるネットワークづくりに努めます。
認知症予防	認知症ケアパスを活用し、予防に関する普及啓発を行います。また、地域にある身近な「通いの場」を周知し、セルフケアに関する啓発に努めます。 地区住民・企業など市民を対象に、若い時からの生活習慣が、将来の認知症予防につながることを周知啓発するとともに、生活習慣を見直すきっかけとすることを目的に、講座の実施に努めます。
物忘れ相談会の開催	身近な地域包括支援センターで相談日を設け、認知症に関する相談に応じます。状況に応じて専門相談などにつなげられるよう医療機関などとの連携強化を図ります。
人生会議・リビングウィル・意思決定支援	人生の最終段階にあっても本人の尊厳が尊重されるよう医療・介護の連携や人生会議などの周知啓発に努めます。（認知症ケアパスなどを活用）
日常生活自立支援事業	社会福祉協議会において、認知症・精神障害・知的障害などで判断能力が不十分なため、金銭管理などに不安のある方が、地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービス利用援助・金銭管理・書類預かりなどのサービスを通じて生活を支援します。
成年後見制度利用促進	成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるように、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関を整備し、制度の普及啓発、後見を担う人材育成など、制度利用の促進を図ります。

項目	取組みの概要
消費者被害防止施策の推進・虐待防止施策の推進	判断能力の低下した方を地域で見守る体制づくりを行うとともに、消費者被害に関する注意喚起を行います。 高齢者虐待は、在宅及び要介護施設などで依然として後を絶たず、発生時の迅速な対応と防止に向けた取組みが重要です。高齢者の尊厳と権利を守るため、防止に向けた周知や関係機関とのネットワークの構築など必要な施策を推進します。
認知症対応型介護サービス施設の整備	認知症対応型共同生活介護などの介護サービス施設の整備及び利用の周知に努めます。

4 計画期間の目標

項目	単位	令和2年度末見込	令和5年度目標
認知症サポーター養成講座受講者数(60歳未満対象)	人	2,300	2,300
認知症相談件数	件	700	800
チームオレンジ設置に向けたステップアップ講座開催回数	回	—	12
チームオレンジ設置数	箇所	—	3
徘徊高齢者家族支援サービス事業利用者数(GPS検索端末機貸与)	人	13	15

認知症高齢者等の見守り探索システム（見守りシール等）県内各市町村状況（※）

参考資料

市町村	高齢者人口	見守りシール等の探索システム種類	事業開始年度	申請者数 (解約者も含)	活用数	その他実施事業実施状況	
						GPS機器	見守りの対象者である認知症高齢者等を事前に登録する制度 (名簿・台帳の作成など)
松本市	66,957	実施なし				有り	有り（認知症おもしろカルテ）
A	約47,000	どこシル伝言板	H30	40	0	有り	有り
B	約16,000	安心みまもるシール（市独自）	H29	66	未把握	有り	有り
C	約14,000	どこシル伝言板	R3	15	0	有り	有り
D	約13,000	反射ステッカー（市独自）	H26	107	未把握	無し（2年前に廃止）	有り
E	約13,000	どこシル伝言板	R2	26	未把握	有り	有り
F	約9,000	反射ステッカー（市独自）	R3	17	0	有り	有り
G	約7,000	どこシル伝言板	R3	10	2	有り	有り
H	約2,000	どこシル伝言板	R2	1	0	有り	有り
I	約1,000	どこシル伝言板	R4	2	0	有り	有り

※令和3年度及び令和4年度当初認知症総合支援事業等実施状況調べ（暫定版）より
GPS機器以外の探索システム実施市町村を抜粋し、調査したもの